

福祉・生活関連産業
事業承継

に取り組む事業者



事業者支援アドバイザーを派遣します！

ひとりで考えていると、なかなか進まない「新しい事業プランの作成」や「事業承継の準備」、一緒になって考えてくれるアドバイザー（中小企業診断士等）を、事務所や店舗まで派遣します。

この制度を利用できる事業者（支援対象者）

- ① 福祉・生活関連産業の分野において、サービスの創出・成長に取り組む事業者※

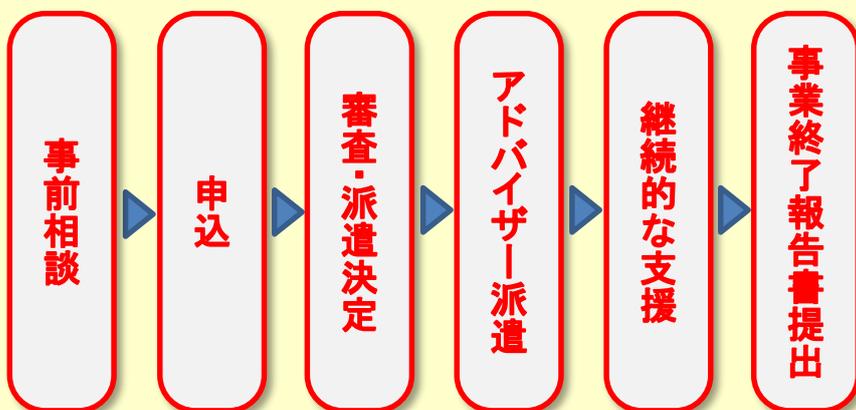
※福祉・生活関連産業とは、医療・福祉・介護分野に関連する産業をいう。
※原則1年以内にサービスの創出・成長が実現できること。

- ② 事業承継に取り組む事業者

支援内容

- ① 現在考えている新しいサービス等のアイデアを一緒に練り上げます。
サービスの創出・成長に必要な資金計画や販売促進方法など、具体的なプランの作成についてアドバイスを行います。
- ② 事業承継の課題の解決に向けて具体的な方法をご提案します。
準備段階で見えてくる、人・もの・金などの課題を分析して、事業承継が実現できるプラン作成についてアドバイスを行います。

事業の流れ



費用

無料

支援期間

おおむね1年間

派遣回数

原則10回まで

申込

裏面の申込方法等をご確認のうえ、必要書類を申込先まで郵送またはご持参ください。

申込先
問合せ

一般社団法人 練馬区産業振興公社
練馬ビジネスサポートセンター TEL:03-6757-2020
〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4階

■ 申込方法

申込要件を満たす事業者は、練馬ビジネスサポートセンターに事前相談を行ったのち、必要書類を申込先まで郵送またはご持参ください。

派遣の決定は、審査基準等に基づき審査を行ったうえで、書面により通知いたします。

なお、申込は随時受付しておりますが、予算額に達した時点で受付を終了いたします。

■ 申込要件

以下の要件をすべて満たす事業者を対象とします。

- (1) 表面記載の「この制度を利用できる事業者(支援対象者)」の①または②どちらかに該当すること
- (2) 中小企業基本法が定める中小企業者、収益事業を行う特定非営利活動法人・一般社団法人
- (3) 法人の場合は本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主の場合は主たる店舗、事業所等が区内にあること
- (4) 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により規制される業種およびこれに類似する業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと

■ 必要書類

- (1) 事業者支援アドバイザー派遣事業応募申請書
- (2)-① ビジネスプラン(福祉・生活関連産業支援(支援対象者①)の場合に限る。)
- (2)-② 事業承継チェックリスト(事業承継支援(支援対象者②)の場合に限る。)
- (3) 法人の場合は法人住民税の、個人事業主の場合は住民税の納付状況を確認できるもの(領収書、納税証明書または非課税証明書等)
- (4) 法人は登記簿謄本または登記事項証明書、個人事業主は開業届の写しまたは税務署の收受印のある確定申告書の写し
- (5) 団体規約および会員名簿(団体の場合に限る。)
- (6) 収益事業開始届出書(特定非営利活動法人および一般社団法人等の場合に限る。)

■ 審査基準等

以下に基づき審査を行ったうえで、派遣を決定します。

①福祉・生活関連産業支援(支援対象者①)の場合

評価項目	評価基準
事業目的	・新しい事業を始める動機や目標が具体的かつ妥当であるか
新規性・独創性	・新しい発想や視点を取り入れているか
市場性	・新しい事業が成り立つ市場規模が存在し、その市場の安定性が期待できるか
実現可能性	・事業内容が明確かつ適切であるか ・1年以内の実現できるスケジュールとなっているか
地域貢献度	・区民生活の向上を図る事業であるか

②事業承継支援(支援対象者②)の場合 事業承継チェックリストによる。

■ 事業終了報告書の提出

アドバイザー派遣による支援が完了したのち、所定の様式により当該支援に係る事業終了報告書を作成し、提出してください。